

3歳児～5歳児の幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供たちの利用料が

令和元年10月から無償化されます。

※0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

■幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

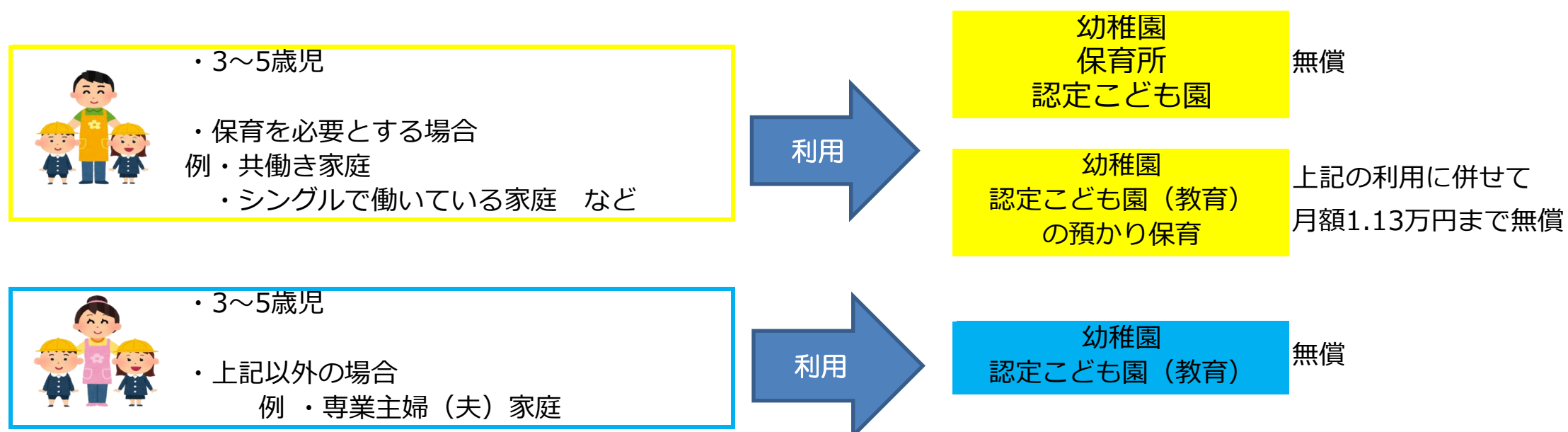
- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児までの全ての子供たちの利用料が無償化**されます。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 1号認定については、利用できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。
 - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定等が必要ですので、お問い合わせください。
- **0歳児から2歳児までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象**として利用料が無償化されま
 - さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。**

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

※無償化イメージ



※住民税非課税世帯については、0歳児から2歳児までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となります。

※副食費は、原則的に実費負担となります。

※このイメージは、五所川原市で対象になりうる人向けに作成しています。

その他については、お問い合わせください。

■ 幼稚園、認定こども園（教育）の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

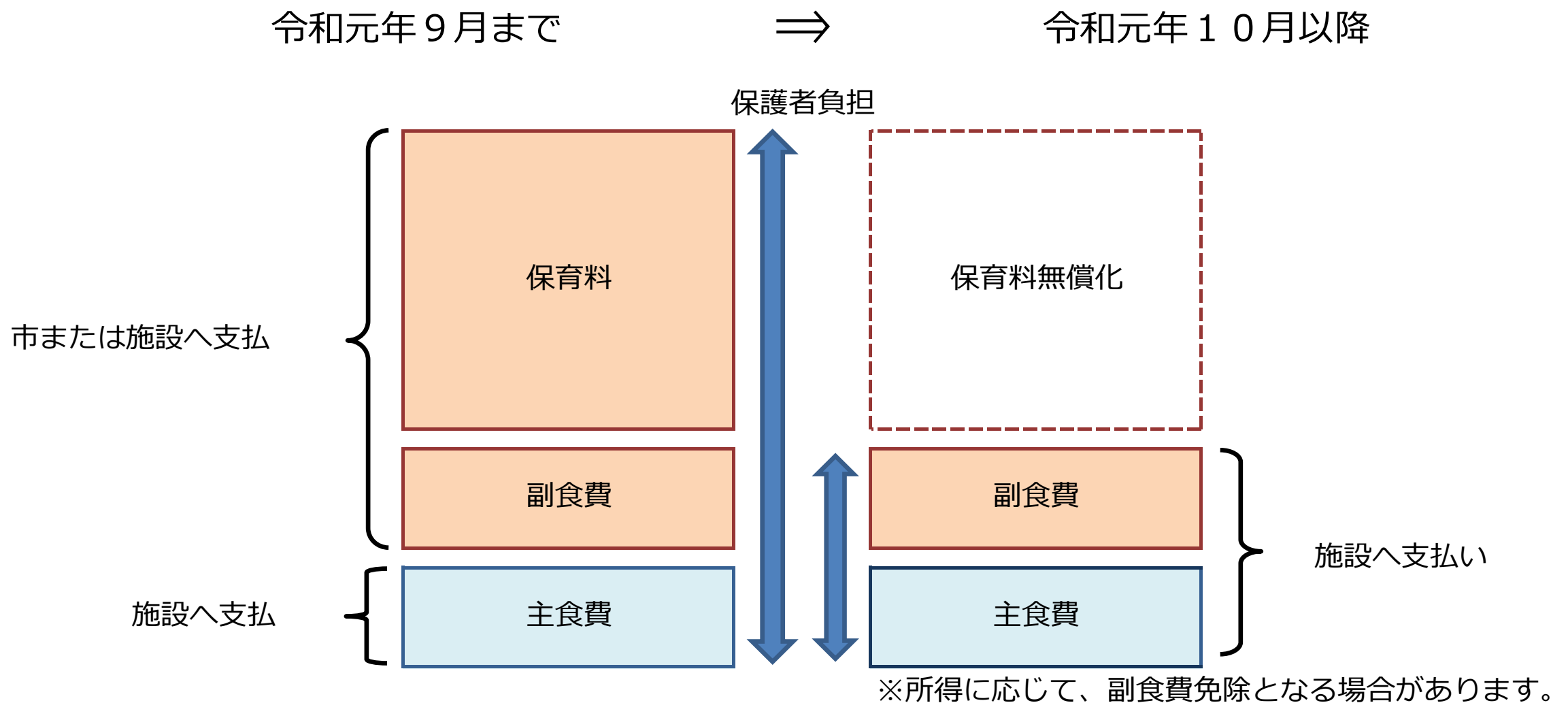
- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
(注) 原則、通われている施設を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、市へお問い合わせください。
- 幼稚園、認定こども園（教育）の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。
(注) 満3歳児は、住民税非課税世帯のみとなります。

■ その他施設等について

- 認可外保育所等も申請の上、認定対象となります。
(注1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、お住いの市町村にご確認ください。
- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

■ 副食費について・・・3歳児～5歳児の保護者の皆様へ

- 保育所等の給食の材料にかかる費用（給食費）については、無償化後も引き続き保護者の皆様のご負担となります。
※自宅で保育を行うとき、同様必ずかかる費用です。その点を踏まえ、ご理解の方よろしくをお願いします。



※文中語句についての説明

・子どものための教育・保育給付1・2・3号認定（子ども・子育て支援法第19条）

⇒以下、1・2・3号認定で標記します。

・子育てのための施設等利用給付1・2・3号認定（子ども・子育て支援法第30条）

⇒以下、新1・2・3号認定で標記します。

問い合わせ先：五所川原市子育て支援課 保育係

電話番号：0173-35-2111（内線：2482、2484、2487）